

山口県報

令和元年
10月8日
(火曜日)

目 次

○条例	
会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例	一
会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例	八
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	一四
山口県手話言語条例	一七
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	二〇
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二二
山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	二五
金属くず類回収業に関する条例の一部を改正する条例	二五
山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	二六

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県条例第十一号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の適用を受ける職員を除く。）の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の種類）

山口県知事 村 岡 嗣 政

第二条 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職 員 の 区 分		報 酬 の 額
定型的な業務に従事する職員		月額 一五三、〇〇〇円 日額 七、二九〇円 時間額 九四〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員		月額 三〇四、二〇〇円 日額 一四、四九〇円 時間額 一、八七〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難しい場合におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、同項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

- 一 職員給与条例第十条の二第一項前段に規定する地域又は同項後段に規定する公署（以下この号において「地域等」という。）に在勤するパートタイム会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 前条に規定する報酬の額に当該パートタイム会計年度任用職員が在勤する地域等に係る職員給与条例第十条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額の報酬
- 二 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、常勤職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額（以下「勤務一時間当たりの報酬額」とい

う。)に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額の報酬

三 一週間に於いてあらかじめ割り振られた勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間(前号に規定する報酬が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

四 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)第九条に規定する祝日法による休日(毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあつては、同条に規定する祝日法による休日(週休日)に当たるときは、人事委員会規則で定める日)若しくは同条に規定する年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日(代休日)に代わる代休日。以下「休日等」という。)又は休日等に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

五 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額の報酬

六 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 常勤職員に支給される宿日直手当の額に相当する額の報酬

七 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)第三条各号に掲げる特殊勤務手当に係る業務等に従事したパートタイム会計年度任用職員 常勤職員が当該特殊勤務手当に係る業務等に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額に相当する額の報酬

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項第二号の規定の適用については、同号中「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割

振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第二号に規定する報酬が支給される時間及び同項第三号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第二号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第五条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額報酬にあつては常勤職員の給料の支給の例により支給し、日額報酬及び時間額報酬にあつては業務終了ごとに随時に又は月の初日から末日までの間における勤務日数に応じて任命権者の定めるところにより支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、当該パートタイム会計年度任用職員の申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第六条 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第七条 パートタイム会計年度任用職員（その任期が六箇月未満のパートタイム会計年度任用職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第十条の五第四項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額（以下「報酬額」という。）とする。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第八条 パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤職員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤職員の旅費の支給の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第九条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、別に条例で定めるところのほか、給料、地域手当、通勤手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難しい場合におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、同項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、常勤職員の例による。
(フルタイム会計年度任用職員の手当)

第十一条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当、通勤手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給する。

2 その任期が六箇月未満のフルタイム会計年度任用職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のフルタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第十二条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、常勤職員の例により減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

第十三条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員の例により、旅費を支給する。

(端数計算)

第十四条 第四条第一項第一号に規定する報酬の額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第四条の規定により支給する報酬のうち勤務一時間につき支給するものの額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員として勤務し、施行日におい

て同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として採用される職員で、その者が施行日から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬（第三条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。）の額及び期末手当の額の合計額が施行日の前日において受けていた報酬の月額に十二を乗じて得た額（以下「旧報酬額」という。）に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十三・六九で除して得た額を報酬として支給する。

3 前項及びこの項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、その任期の満了後に同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として引き続き採用される職員で、その者が当該引き続き採用される日（当該日が令和三年三月三十一日以前の日である場合にあっては、施行日）から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬（第三条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。）の額及び期末手当の額の合計額が旧報酬額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、当該採用に係る任期の末日又は令和五年三月三十一日のいずれか早い日までの間、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十四・六（施行日から令和三年三月三十一日までの間にある場合は、十三・六九）で除して得た額を報酬として支給する。

4 前二項の規定による報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額」とあるのは、「、同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額並びに同条例附則第二項及び第三項の規定による報酬の額」とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員（」の下に「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

（職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正）

6 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対する減給については、前項の規定にかかわらず、一日以上六月以下の期間、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額（会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、同条例第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の

額の合計額)の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。
(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

7 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十八年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二百三条の二第四項」を「第二百三条の二第五項」に改め、同項第十四号中「の職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)
が採用する法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(県立学校又は市町立学校に勤務する職員に限る。以下「会計年度任用学校職員」という。)
の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の給与の種類)

第二条 会計年度任用学校職員で法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用学校職員」という。)
の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)
の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)
の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	報酬の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円 日額 七、二九〇円 時間額 九四〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円 日額 一四、四九〇円 時間額 一、八七〇円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日額 三九、五二〇円 時間額 五、一〇〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難しい場合におけるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額とする。

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

- 一 学校職員給与条例第十二条の二第一項前段に規定する地域又は同項後段に規定する公署（以下この号において「地域等」という。）に在勤するパートタイム会計年度任用学校職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 前条に規定する報酬の額に当該パートタイム会計年度任用学校職員が在勤する地域等に係る学校職員給与条例第十二条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額の報酬
- 二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員に支給される宿日直手当の額に相当する額の報酬
- 三 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、常勤学校職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額（以下「勤務一時間当たりの報酬額」という。）に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額の報酬

四 一週間についてあらかじめ割り振られた勤務時間（以下「割り振り変更前の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 割り振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間（前号に規定する報酬が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

五 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第六条に規定する祝日法による休日（毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用学校職員以外のパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、同条に規定する祝日法による休日）が週休日にあたるときは、人事委員会規則で定める日）若しくは同条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）又は休日等に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の報酬

六 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額の報酬

七 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）第三条各号に掲げる特殊勤務手当に係る業務等に従事したパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員が当該特殊勤務手当に係る業務等に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額に相当する額の報酬

2 パートタイム会計年度任用学校職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割り振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第三号に規定する報酬が支給される時間及び同項第四号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第三号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の規定にかかわらず

ず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の支給）

第五条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額報酬にあつては常勤学校職員の給料の支給の例により支給し、日額報酬及び時間額報酬にあつては業務終了ごとに随時に又は月の初日から末日までの間における勤務日数に応じて教育委員会の定めるところにより支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、当該パートタイム会計年度任用学校職員の申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の減額）

第六条 パートタイム会計年度任用学校職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用学校職員の期末手当）

第七条 パートタイム会計年度任用学校職員（その任期が六箇月未満のパートタイム会計年度任用学校職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム会計年度任用学校職員を除く。）には、常勤学校職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、学校職員給与条例第十八条第四項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額（以下「報酬額」という。）とする。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

（パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償）

第八条 パートタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤学校職員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤学校職員の旅費の支給の例による。

（フルタイム会計年度任用学校職員の給与の種類）

第九条 会計年度任用学校職員で法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。）の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

（フルタイム会計年度任用学校職員の給料）

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職 員 の 区 分		給 料 の 額
定型的な業務に従事する職員		月 額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員		月 額 三〇四、二〇〇円

2 職務の性質上前項の表に掲げる職員の区分により難しい場合におけるフルタイム会計年度任用学校職員の給料の額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の給料の支給については、常勤学校職員の例による。
（フルタイム会計年度任用学校職員の手当）

第十一条 フルタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員の例により、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手

当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給する。

2 その任期が六箇月未満のフルタイム会計年度任用学校職員及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のフルタイム会計年度任用学校職員には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(フルタイム会計年度任用学校職員の給与の減額)

第十二条 フルタイム会計年度任用学校職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給休暇による場合その他人事委員会の定める場合を除き、常勤学校職員の例により減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用学校職員の旅費)

第十三条 フルタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員の例により、旅費を支給する。

(端数計算)

第十四条 第四条第一項第一号に規定する報酬の額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第四条の規定により支給する報酬のうち勤務一時間につき支給するものの額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用学校職員として採用される職員で、その者が施行日から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬(第三条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。)の額及び期末手当の額の合計額が施行日の前日において受けていた報酬の月額に十二を乗じて得た額(以下「旧報酬額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)には、

この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十三・六九で除して得た額を報酬として支給する。

3 前項及びこの項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用学校職員のうち、その任期の満了後に同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用学校職員として引き続き採用される職員で、その者が当該引き続き採用される日（当該日が令和三年三月三十一日以前の日である場合）にあつては、施行日）から一年間勤務するとした場合に受けることとなる報酬（第三条及び第四条第一項第一号に規定する報酬に限る。）の額及び期末手当の額の合計額が旧報酬額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、当該採用に係る任期の末日又は令和五年三月三十一日のいずれか早い日までの間、この条例の規定による報酬のほか、その差額に相当する額を十四・六（施行日から令和三年三月三十一日までの間）にあつては、十三・六九）で除して得た額を報酬として支給する。

4 前二項の規定による報酬を支給されるパートタイム会計年度任用学校職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額」とあるのは、「、同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額並びに同条例附則第二項及び第三項の規定による報酬の額」とする。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「者（」の下に「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない」とあるのは、

「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二條 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條を第二十一條とし、第十九條の次に次の一條を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第二十條 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第二條から前條までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三條 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第四條 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條を削り、第四十二條を第四十一條とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五條 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第四條、第五條、第五條の三、第六條、第七條の二、第十三條の二及び第十五條の規定は、企業職員のうち地方公務員法第二十二條の二

第一項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

3 第七條の三及び前條の規定は、企業職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第六條 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「者」の下に「(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第七号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「占める職員」の下に「及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条中職員の育児休業等に関する条例第二条第四号イ(2)及び第二条の三第二号の改正規定、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に一条を加える改正規定並びに第三条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県手話言語条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県条例第十四号

山口県手話言語条例

山口県知事 村 岡 嗣 政

手話は、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語である。このことは、平成十八年に国際連合において採択された障害者の権利に関する条約において定義されており、世界共通の理解である。

我が国においても、手話は明治時代からろう者の間で、思考や意思疎通の手段として用いられ、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で重要なものとして大切に受け継がれ、発展してきた。ろう学校において読話と発声訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制限された時期もあったが、平成二十三年に改正された障害者基本法において、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

一方、本県においては、手話が音声言語と異なる独自の言語であるという認識がまだ県民に定着しているとは言えず、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会も著しく不足しているなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。このことにより、聴覚障害者は、日常生活における意思疎通のみならず、その成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面している。

このため、広く県民に対し手話の普及を図るとともに、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会を確保することが極めて重要である。

ここに私たちは、手話を守り、発展させてきた郷土の先人の志と行動力を受け継ぎ、言語である手話の普及及び習得の機会の確保を図ることにより、ろう者が手話により自由に表現し、意思疎通を円滑に行うことができる地域社会を実現する手話言語による生活維新を成し遂げること

を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるという認識の下に、手話の普及及び習得の機会の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進し、もつてろう者が手話を使用して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「ろう児等」とは、聴覚障害者のうち手話の使用又は習得を必要とする乳幼児、児童、生徒又は学生をいう。

3 この条例において「手話関係者」とは、手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第三条 手話の普及及び習得の機会の確保は、県、市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者が、それぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。

2 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話が独自の言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下に推進されなければならない。

3 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話がろう者はもとより、ろう者以外の者にとつても、情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する手話の普及及び習得の機会の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、ろう者及び手話関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策と連携するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、手話が独自の言語であることを認識し、手話に対する関心及び理解を深めるとともに、自主的に手話の習得に努めるものとする。

(ろう者及び手話関係者の役割)

第七条 ろう者及び手話関係者は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校又は児童福祉施設の設置者の役割)

第八条 ろう児等が在籍する学校又は児童福祉施設の設置者は、ろう児等が手話を使用して集団生活を営むことができるよう、教員又は職員の手話に関する技術の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校又は児童福祉施設(県が設置するものを除く。)の設置者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、その雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者にサービスを提供するときは、手話の使用について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話の普及)

第十条 県は、手話の普及を図るため、市町、ろう者及び手話関係者と協力して、県民の手話に接する機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ろう児等が在籍する学校及び児童福祉施設並びにろう者が勤務する事業所における手話の普及を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第十一条 県は、聴覚障害者が、乳幼児期からその発達段階に応じ、その家族と共に手話を習得することができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

例 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十六条の六第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十六条の八第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条第七項中「、第五項又は前項」を「又は前二項」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「、第十六条の五第一項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前二項の規定の」に改める。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十八条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十八条の四第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十一条の二第七項中「、第五項又は前項」を「又は前二項」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「第十八条第一項」を「同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前二項の規定の」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

第十二条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

（一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第五号」を「第十六条第一号、第四号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「。以下本条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第六項中「、第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「者」の下に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により

失職し」を削る。

第十五条中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十六条第二項第一号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削り、同条第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条中職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項運転免許試験手数料に関する部分中	千五百五十円	
	千九百円	
	を	千五百五十円
		(道路交通法施行令(昭和三十一年政令第二百七十一号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けること

に、

千九百円
千五百円

を

千九百円
千五百円
（道路交通法施行令第三十三号に掲げるやむを得ない理由をのためる運転免許証の更新を受けるに對する試験に合格した者）

に、

千九百円

を

千九百円
千七百五十円
（道路交通法施行令第三十三号に掲げるやむを得ない理由をのためる運転免許証の更新を受けるに對する試験に合格した者）

に、

千七百五十円

千七百五十円

千九百円

千七百円

を

千九百円
千七百円
（道路交通法施行令第三十三号に掲げるやむを得ない理由をのためる運転免許証の更新を受けるに對する試験に合格した者）

に改め、

千九百円

千七百五十円

を

千九百円
千七百五十円
（道路交通法施行令第三十三号に掲げるやむを得ない理由をのためる運転免許証の更新を受けるに對する試験に合格した者）

に、

ができた者には、八百円（試験に合格した者）

（一の種類の運転免許に

項運転免許等講習手数料に関する部分中「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

山口県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項各号を次のように改める。

- 一 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

金属くず類回収業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

金属くず類回収業に関する条例の一部を改正する条例

金属くず類回収業に関する条例(昭和三十二年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、同号ただし書中「前三号及び第六

号」を「前各号及び第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により回収業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
第二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「又は第五号」を「から第六号までのいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公共の場所又は公共の乗物において」を削る。

第三条中「羞恥させ」を「羞恥させ」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「行為」を「こと」に、「含む。」を「含む。」に改め、同条第二号中「同じ」を「身体等」というに改め、「行う」を削り、「手鏡」の下に「その他の人の姿態を映すことができる器具」を加え、「差し出す行為」を「差し出し」に、「のぞき込む行為」を「のぞき込み、又は」に、「行為その他の周囲の状況からみて著しく異常な行為」を「こと。」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 他人の身体等を撮影し、又は録画する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を他人の身体等に向け、又は設置すること。

四 写真機等を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

第三条に次の三号及び二項を加える。

五 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、赤外線を利用して衣服等を透かして身体等を見ることが出来る機器（以下「透視機器」という。）を他人の姿態に向け、又は設置すること。

六 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

七 前各号に掲げるもののほか、他人に対し、みだりに卑わいな言動をすること。

2 何人も、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者の利用に供されている場所若しくは乗物又はタクシーその他の不特定の者の利用に供されている乗物（公共の乗物を除く。）において、前項に規定する方法で、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する行為をしてはならない。

3 何人も、正当な理由がなく、第一項に規定する方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 衣服の全部又は一部を着けない状態にある他人（住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常当該状態であるような場所にいる者に限る。以下この項において同じ。）の姿態をのぞき見ること。

二 前号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画する目的で、写真機等を他人の姿態に向け、又は設置すること。

三 写真機等を使用して第一号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画すること。

四 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、透視機器を他人の姿態に向け、又は設置すること。

五 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「立ちふさがり」を「立ち塞がり」に、「行為」を「こと。」に改める。

第七条第二項中「第四条の規定に違反する行為」を「前項の違反行為」に改め、同条を第九条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条」の下に「又は第五条」を、「者」の下に「（前条第一項に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項中「第三条の規定に違反する行為」を「前項の違反行為」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、同項第四号又は第六号に掲げる行為をした者

二 第三条第二項の規定に違反して、同条第一項第四号又は第六号に掲げる行為をした者

三 第三条第三項の規定に違反して、同項第三号又は第五号に掲げる行為をした者

2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(嫌がらせ行為の禁止)

第五条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者のうち、同一の者に対し、次の各号のいずれかに該当する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。この場合において、第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに該当する行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信す

ることを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

令和元年十月八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁